

障害者福祉しがプラン

～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

概要版・進捗状況

平成23年度

滋賀県健康福祉部
障害者自立支援課

障害者福祉しがプランの全体像

生涯を通じた一貫した支援に向けて

どういう考え方で何をめざすのか

重点的に取り組む7つの応援プロジェクト

基本目標の達成に向けた
3つの指標と数値目標

主な障害福祉サービス等の事業量見込み

プランの策定にあたって

プラン策定の趣旨

障害者自立支援法をはじめとした障害のある人の生活に関わる法律の制定や改正により、障害のある人を取り巻く環境は大きく変わりました。支援費制度により、サービスの利用が身近なものとなり利用が増加するなど、利用者自身の意識が変化してきています。こうした状況に対応するため、県の障害者施策の基本指針である「滋賀県障害者施策長期構想2010」と、その実施計画である「新・淡海障害者プラン」を見直し統合した新たな計画を策定するものです。

プランの性格

障害者基本法第9条第2項に規定する「都道府県障害者計画」、障害者自立支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」、「滋賀県健康福祉総合ビジョン」など、他の健康福祉計画等との整合性を図り、障害者施策を総合的に推進するための計画

プランの期間

平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間とします。「実施計画」における「障害福祉サービス等の事業量見込み」については、平成20年度に所要の見直しを行います。

生涯を通じた一貫した支援に向けて

プランの特徴

滋賀の障害福祉の継承と発展

福祉圏構想を継承し、福祉圏単位により各施策を推進します。
地域のニーズに即した実践と、その施策化に向けた素早い対応に努めます。

地域からの声を活かし、育む施策の推進

障害のある人たちや福祉現場に携わる人たちの意見を積極的に汲み上げ、市町と協働しつつ施策に反映させることにより、地域からの声を育んでいきます。

指標と目標値による進行管理

地域で“暮らす、働く、活動する”という3つの側面から、平成23年度の目指すべき姿を示した指標を設定し、達成状況についての進行管理を行います。

重点的な取り組み方向

滋賀県では、今日まで「共に生き、共に暮らす地域社会づくり」という施策の基本方針を掲げ、全国に先駆けて就労や生活支援に関する施策に取り組んできました。

これまでの多くの先輩たちにより築き上げられた障害者施策を継承し、さらに発展させるよう、今後とも「障害のある人が地域社会で安心して暮らせる滋賀の福祉」の推進に努めます。

障害者自立支援法の円滑な実施については、制度の仕組みが現場の実情に応じたきめ細やかさに欠けていることや、利用者の生活実感として変化が急すぎるということ、また、施設にとっても運営が困難になってきているという課題があります。

こうしたことから、真に緊急的な対応が必要なものについては、県の独自の対応として平成20年度までの間、緊急特別対策事業（緊急プログラム）を実施し、国における「障害者自立支援法円滑施行特別対策」も踏まえ、障害者自立支援法の円滑な施行を重点的に推進します。

これを踏まえ、国に対しては、「暮らす・働く・活動する」それぞれの場面における利用者や福祉現場での課題について見直しを働きかけ、平成21年度以降の制度改正に向けた国の見直しに反映されるよう努めます。

どういう考え方で何をめざすのか

基本理念

～ みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができるボーダー（境界）のない共生社会、すなわちノーマライゼーションの理念が浸透した地域社会の実現を目指します。

基本目標

～ 地域で暮らし、働き、活動することの実現～

「新・淡海障害者プラン」において未だに多くの課題が解決されていないという状況から、本プランにおいては、前プランのテーマを目標として継承します。そして、具体的に目指す方向を明確にしたうえ、各分野ごとに施策を推進します。

滋賀の障害者福祉を進めるための 5つの視点

その人らしく

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権が尊重され、その人達が望む生活が、障害によって制約を受けることなく、日常生活の様々な場面において、自ら決定し、選択することで、その人らしく生活できる地域社会を実現することが大切です。こうしたことから、権利擁護に関する制度や施策の充実を進め、自立した生活を実現するために、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

いつでも

障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサ・ビスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

だれでも

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援や、発達障害、高次脳機能障害への取り組みを推進する必要があります。この推進のためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい、働きやすい、そして活動しやすい地域社会を実現するために“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

どこでも

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサ・ビスが受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサ・ビスや施策を、県内の各福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

みんなで取り組む

“地域で暮らし、働き、活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

重点的に取り組む7つの応援プロジェクト

“地域で暮らしたい” 応援プロジェクト

主な戦略的施策

居住の場の確保・充実...グループホーム等の整備の推進、医療的ケアホーム設置運営
日中活動の場の確保・充実...福祉資源型作業所への運営助成、送迎支援による利用促進
相談支援体制の充実...専門アドバイザー派遣、就労支援ネットワークづくり支援
退所・退院への支援...体験型グループホームによる地域生活移行促進

“もっと働きたい” 応援プロジェクト

共同作業所の運営基盤の強化...新体系移行作業所への加算、移行のための整備費補助
雇用の場の拡大...社会的事業所設置促進のための助成、就労継続支援（A型）設置助成
就労収入の向上...就労収入向上のためのプロジェクトの実施、官公需優先発注の促進
就労支援ネットワークの構築（連携強化）...「滋賀障害者就労支援ネットワーク」の設置

“さまざまな活動がしたい” 応援プロジェクト

コミュニケーション支援等の充実...視覚障害者が「ITスキル」の養成、手話通訳者の養成・派遣
ユニバーサルデザインまちづくりの推進...鉄道駅のエレベーター等の整備、公営住宅のバリアフリー化
社会参加活動の推進...アール・ブリュット・コレクションと日本の障害者アートとの連携
ボランティア活動等の活性化...ボランティア活動への支援、精神障害者地域生活協力員の設置

“滋賀の障害者自立を応援する” 緊急プロジェクト

利用者に対する支援...通所施設、ホームヘルプサービス等の利用者負担の軽減
事業所に対する支援...通所施設、グループホームの激変緩和、精神障害者施設の移行促進
共同作業所の再編・強化...自立支援給付移行型加算、地域活動支援センター新タイプの創設

“精神障害者の地域生活” 応援プロジェクト

退院促進のための支援...地域生活体験事業の実施、地域生活定着支援、グループホーム整備
相談支援体制の充実...専門的相談支援の実施、高次脳機能障害支援センターによる相談支援
精神科救急医療体制の充実...精神科救急情報センターの設置

“発達障害者の地域生活” 応援プロジェクト

身近な地域での体制整備...各圏域に発達障害支援センターの養成と相談支援体制の整備
専門機能の充実...発達障害者支援センター「いぶき」の専門機能（コンサルティング）の充実
生涯を通じた支援体制の充実...個別支援計画による継続した支援の実施

“みんなで育む地域” 応援プロジェクト

各活動への支援...地域ボランティア活動の活性化支援、当事者活動の支援、ピアサポーター支援
人材育成の推進...県自立支援協議会による各種人材育成、ボランティアコーディネーター等の養成
地域連携の強化...相談支援事業者を核としたケアマネジメントの実施
相談支援事業の強化...ケアマネ従事者等の設置支援、7福祉圏域の就労支援ネットワーク

